

県央県南広域環境組合工事費内訳書事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、県央県南広域環境組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事（建設業法第2条第1項の「建設工事」をいう。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札者に工事費内訳書の提出を求める対象工事は、組合発注の建設工事のうち、競争入札により実施するものとする。

(提出の時期)

第3条 工事費内訳書は、入札時に入札書に添付して提出するものとする。ただし、再度入札については、工事費内訳書の提出は不要とする。

(作成方法)

第4条 入札者は、工事案件ごとに次に掲げる事項を遵守し、工事費内訳書を作成しなければならない。

- (1) 様式は任意（組合が事前に指定した場合を除く。）であること。
- (2) 商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載し、押印すること。
- (3) 数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を記載すること。

(入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 入札者が、工事費内訳書を提出しない場合
- (2) 提出された工事費内訳書について、対象工事の工事費内訳書であることが特定できない場合
- (3) 前条に定める方法によって工事費内訳書を作成していない場合
- (4) 工事費内訳書の総額と入札額が著しく相違しており、当該工事の積算ではないと認められるとき。
- (5) その他工事費内訳書の内容に不備が認められる場合

(審査)

第6条 審査は、落札候補者により提出された工事費内訳書について行う。ただし、落札候補者が次順位者以降の者に移行した場合は、当該者により提出された工事費内訳書について審査を行う。

- 2 審査は、開札後、落札者決定までの間に実施する。
- 3 審査にあたり工事費内訳書の内容を調査する必要がある場合は、その提出者に説明を求めることとし、より詳細な工事費内訳書を提出させることができる。
- 4 談合等の不正行為が疑われる場合は、当該入札の落札決定を保留とするとともに、審査の対象を全入札者の工事費内訳書として、必要に応じた措置等を講ずる。
- 5 くじ引きにより落札決定を行う場合は、くじ引きの対象者全員の工事費内訳書を審査する。その結果、第5条の各号のいずれかに該当した場合には、その者のした入札は無効とする。

(提出された工事費内訳書の取扱い)

第7条 提出された工事費内訳書は、返却しない。

2 提出された工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。

3 提出された工事費内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出するものとする。

4 提出された工事費内訳書は、県央県南広域環境組合情報公開条例（平成20年3月条例第1号）第7条に規定する非公開情報とし、開示対象としない。

（入札が無効となった者の取扱い）

第8条 第5条各号のいずれかに該当し、入札が無効となった場合においても、談合その他不正な行為が確認できないときは、指名停止措置は行わない。

（落札者以外の工事費内訳書無効の取扱い）

第9条 落札者を決定した後に落札者以外の入札参加者の工事費内訳書の不備等による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げない。

（周知方法）

第10条 入札者に対する工事費内訳書に係る周知は、入札公告又は入札執行通知書に記載することにより行う。

（保管期間）

第11条 工事費内訳書の保管期間は、落札者分については入札終了月の翌月から5年間、その他の入札参加者分については入札終了月の翌月から1年間とする。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、公告の日から施行する。